

平成30年度第2回 鹿島区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

1日 時：平成30年5月7日（月）
午後2時55分～4時50分

2場 所：鹿島区役所大会議室

【 会 議 録 】

1 開 会

○事務局

地域協議会成立要件の確認

委員数15名

【出席委員数】 13名

遠藤賢明、加藤栄伸、多田和夫、松野豊喜、西内千恵子、大内彰、江袋大輔
星ちづ子、小倉聡美、森和浩、濱名美代子、太田睦美、西みよ子

【欠席委員】 2名

佐藤知子、櫻井義晴

以上により会議開催要件が成立していることを確認する。

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 会議録署名人の指名

遠藤賢明会長が会議録署名人に松野豊喜委員と西内千恵子委員を指名。

5 議事

(1) 協議事項

① (仮称) 原発30km圏外の市民の皆様に対する高速道路料金助成事業について

・基金積立て事業について (素案)

○門馬市長

制度の概要について説明。基金 10 億円を積み立て、その中で高速道路利用料金への助成について約 6 億円強、残りを鹿島区でコミュニティー形成のための事業に使えるようにして、ここまですを 6 月議会に上程したい。今回はいろいろ意見を聴取し、それをまとめて次回の地域協議会で提案、諮問・答申という形で進めていきたい。ただし、地域協議会で了承後に議会に諮って、そこで可決されなければ事業ができないということを申し添える。

また、市が 1 つとなって復興を進めていきたいが、市ができることを事業として最大公約数の方に了承されることで一体的になるのではと考え、これで 1 つの区切りとしたいということなので、丁寧に説明を行いたい。

○被災者支援・定住推進課長

制度の具体的な内容を資料に基づいて説明。要件は、平成 23 年 3 月 11 日に南相馬市に住所があり、NEXCO の無料措置を受けていない者が対象 6,300 人、助成額の根拠は「ふるさと帰還通行カード」を利用した額から人数を割りかえて出た金額、約 5 万円／人を 2 年分、計 10 万円／人としたところ。また、E T C カードを利用し、本人了承の下、NEXCO から出る E T C 利用明細書を以て償還払いとしたい。

以上の説明に対し、以下の質疑応答が行われた。

会議冒頭で、市及び地域協議会委員との協議の下、忌憚のない意見をもらうためにここで報道関係者には退席してもらい、質疑応答、意見交換を行った。また、門馬市長及び松浦副市長は公務のため、16 時で退席することを承認される。

○多田委員

E T C がついていない車は対象外となるのか。また車種も乗用車に限る等、いろいろ制約が多い。それならば格差解消にならない。

○被災者支援・定住推進課長

「ふるさと帰還通行カード」と同等のものを発行されれば良いが、これは国土交通省で法律を改正した上でしか対応できず、ずっと要望していたが国からは非常に難しいという回答があったため、出来る手法を検討した。E T C 非搭載の方が領収書添付を基に償還払いという考えもあったが、領収書は誰が使用したのか証明が難しく、1 件 1 件管理事務所に証明してもらうことになりかねなく、E T C カードは約款で他人への貸し借りを禁止していることから一番公正性があると判断した。

E T C車載器の値段は5千円～数万円すると聞いているが、わざわざ車に取り付けなくともE T Cカードさえ取得すれば、一般レーンで通行券を取って、一般レーンでE T Cカードで精算する、それが明細となって出てくるため対応可能。

対象車両は事業用自動車を除くということで家族と出かけるまたは家族のもとに帰る際は基本的に乗用車の類を使用すると推定し、限定した次第である。

○多田委員

処遇的な問題という風に聞こえるし、乗用車が流されてトラックで移動している人もいると思うし、納得できない。

○門馬市長

やり方を「ふるさと帰還通行カード」と同じにするには法律改正が必要で、対応が不可能、市としてできる限りのところを示したが検討の余地はあると思う。対象車両については再検討する。「ふるさと帰還通行カード」の利用で、実質業務用のトラックとかバス等、必ずしも目的と適合していないものも黙認されている状態と思われる。市が行うのは国から交付された義援金や特別交付税の残り等であるため、ある程度自ら律しながら使わないといけないと考える。最終的には議会が通らないと多くの人々の理解を得られないし、100%でないのは承知している。

○多田委員

E T Cの利用率はどのくらいか

○復興企画部長

トータルで9割である。

○江袋委員

震災当時での住民登録の有無で判断されるのは仕方ないことなのか。南相馬で結婚して転入してきたが、格差是正ということで期待した部分もあったが、やはり疎外感がある。

○門馬市長

震災当時に住所がないと対象外としたのは、財源が国全額ならともかく、市のお金で行うことから理解を得るために1つの区切りとして賠償と同じ考え方をした。ただ、意見があったということで検討したい。

○被災者支援・定住推進課長

なお、「ふるさと帰還通行カード」は震災当時におらず、後から転入した30km 圏内の方は対象外である。

○西内委員

転入者の分人口が増えているので是非対象にしてほしい

○太田委員

小高区と原町区の方は今でも賠償の補てんを受けているのか、また事業対象期間が2年ということとの関係性は。

○被災者支援・定住推進課長

20km 圏内の精神的賠償は今年3月まで、20～30km 圏内は平成24年9月で終了、就労賠償や財物賠償等多少の差はあるが基本的な賠償は終了、営農損害が若干残っている。

2年にした理由は「ふるさと帰還通行カード」の期限が平成32年3月までの2年後ということで、それと合わせて2年という期間を設定、ただ、始期がずれることから終期もずれることを想定。

○西委員

この事業を要望している鹿島区民は何割いるのか

○門馬市長

正確な、具体的な数字はないこと、ただ、市が一つとなって復興していくときに挙げられる問題として高速道路料金や、多いのは医療費の無料の部分であったため、市ができることということで高速道路料金の無料化を選挙で申し上げた。

○西委員

市のお金を使って公約を果たすということを書いてなく、私たちは国からのお金で助成できると思っていた。鹿島区民のために使えるものとして何か提供できないのかという検討はないのか。また、いまさらもらわなくとも良いという人もいるのでは。

○門馬市長

高速道路だけということでは申し上げてきたつもりで、正確に単費ということは申し上げなかったかもしれないが、市のお金と言っても、全国からの

義援金や国の交付税の残りで行うもの。また事業の作りで、高速道路の他にコミュニティー活性化事業について、まさに皆様方からご意見をいただきたい。

○多田委員

乗り口・降り口の地域に制約や縛りがあるのか。

○被災者支援・定住推進課長

「ふるさと帰還通行カード」と同じを検討。具体的には県内及び山元インターのみだが、E T C搭載車は鹿島スマートインターも対象にする考え。

○遠藤会長

山元南スマートインターも対象となるのか

○被災者支援・定住推進課長

検討しなくてはならないと考えている。

○森委員

小高区・原町区の方が無料措置の申請をしていないということを知り合い10人くらいから聞いている。それはそういう措置を受けなくとも良いと考えているのだと思われるが、鹿島区にもそういう方がいると思う。公平にするのであれば、「ふるさと帰還通行カード」と同じような仕組みにしてほしい。

○松野委員

私は30km圏内の立場なのだが、30km圏外の方にも公平にやってほしい。30キロ圏内の利用者の「ふるさと帰還通行カード」と圏外のE T Cカードの違いで理解に難しいところがあるので、30km圏外の方には分かるように説明していただければありがたい。

○門馬市長

「ふるさと帰還通行カード」と全部同じには出来ない。出来るだけ同じにしたいと思っている。しかし、いらないと否決になれば事業はなくなる。公約で挙げたところであり、仮設住宅を作るときに無料で土地を提供した方もおり、小学校も鹿島で再開出来たからこそ、今スムーズに復興も進んでいる。1つでも2つでも不満の声があるのはつらいところはあるが、100%とはいかなくとも市が出来ることを対応したい。このように対応するのに提案するからには意見もいただきたいと考えている。

○松野委員

更に要望で、「ふるさと帰還通行カード」とまた違った、使いやすく、わかりやすいものに何とかして欲しい。

< 冒頭のとおり、門馬市長及び松浦副市長は公務のため、ここで退席 >

○西内委員

老人会やサロン会(公共の集まり)で事業のためにバスで県外等に行く際、個人が所有するマイクロバスの使用代を、例えばコミュニティー活性化事業の中で払えるようにしてほしい。

○鹿島区地域振興課長

その地域のコミュニティーの醸成ということで、市では各行政区に対しての助成をしており、その範囲内で、例えば、1行政区、小さい行政区で10万円、大きな行政区で20万円まで助成しているので、それを利用してほしい。その際は行政区長と相談し、申請をしてほしい。

○西内委員

例えば老人会の旅行では？

○鹿島区地域振興課長

行政区より小さいコミュニティーの醸成であれば、(2)の地域コミュニティーの部分で対応できるかどうか意見として伺い、検討したい。

○森委員

震災時には生存していて、その後亡くなった方は対象になるのか。

○被災者支援・定住推進課長

対象者は3月11日に住民登録していることが条件の1つ、制度開始の時に存命であることがもう一つの条件。亡くなった方は助成の対象にならない、対象者が4人であれば2年間で40万円が上限と考えている。

○遠藤会長

要するに、4人の場合、2年で40万円もらえるのではなく、利用した分で、上限が40万円ということですね。

○星委員

話では高速道路を使う方だけのようだが、車に乗らない方、お年寄りほとんど乗らないが、そういう人たちは一切対象外か。

○復興企画部長

今回の高速道路の助成事業は、20キロから30キロ圏内の人たちは「ふるさと帰還通行カード」が交付されており、それと同じような制度を30キロ圏外の方々にも作りたいというのが市長の思いである。30キロ圏内でもそのカードを申請しない方もいるし、申請しても使用しない方もいる。同じような制度を考えていることから、当然30キロ圏外でも、今回の高速道路料金の助成を使わない方がありえる。ただ「ふるさと帰還通行カード」と違うのは、「ふるさと帰還通行カード」は、一人一人にカードを発行していて、例えば、そのカードがお年寄りでも発行され、高速に乗らない方でも発行されるが、その人が同乗していればその車の通行料は無料になる制度である。今回考えている制度はETCカードを持っている方を対象としているが、例えば4人家族で小学生等の免許を持たない子どもがいる家族だとすると、当然小学生はETCカードを持ってない。ただ、世帯として子どもたちも住んでいる限り、何か支援をしたいということで、子どもの分も含めて世帯で一人10万円ずつその枠を予算額に交付する制度となっている。出来るだけ、「ふるさと帰還通行カード」に近い制度にしたいと思っているが、全く同じということには今のところならないということと、「ふるさと帰還通行カード」よりもETCで通り抜けられ利便性は少し高い。一家の4人で通行料の助成が受けられる制度の内容になっている。

○濱名委員

震災当時に住民票があり、現在はないと対象外とするのではなく対象とすべきではないか。また学生等のように現在は他に出ているが住民票は南相馬に残している方も対象となるのか。

○被災者支援・定住推進課長

「ふるさと帰還通行カード」は新しく転入した方は対象外、震災当時南相馬市にいて転出した方は対象となっている。市の事業では一般財源ではないもののある程度抑え気味にしているところがあるので転出者は入っていない。転出者も対象にするかは検討する。

○太田委員

「ふるさと帰還通行カード」と違った、使いやすい・分かりやすいものに

してほしい。

○遠藤会長

これに関する資料を早急に提示できるのか。意見書と併せてそのパンフレットを見ることが出来れば時間的に早く意見を出せるが。

○鹿島区地域振興課長

現在資料作成中であること、今わかる範囲での資料という条件にはなるが、明日8日に自宅へ送付するようにする。

○遠藤会長

意見書は郵送で返信か。

○鹿島区地域振興課長

今の時点で意見を書いて提出していただきたいが、明日8日に送付すると9日に到着すると思うが、意見を早く集めたいということで9日か10日までにいただきたい。

○森委員

助成方法について、世帯主・代表者もしくは代表の運転者のETC1枚だけの登録と考えているのか、また、各人で登録できるのか。

○被災者支援・定住推進課長

現在の想定では、家族で何枚持っても構わないが、そのカードに誰がぶら下がるかということで交付を考えている。その判断は家族に委ねたい。

○大内委員

利用したことがネクスコの明細書になって来るが、それを市が領収書を見て還元するというシステムか。お金か。形か。

○被災者支援・定住推進課長

個別にクレジット払いで発送される利用明細書をNEXC O側が一括でまとめた形で市に提供。ただ、あくまでこれは本人の承諾がないと、ネクスコ側でも一方的に資料を市に渡すということは出来ないため、申込み時にこの請求に係る利用明細の取得について承諾書を頂くことを想定している。それにより請求行為の負担がある程度省けると思っている。

○大内委員

助成金が入金されるまでの期間はどのくらいかかるのか。

○鹿島区地域振興課長

今の想定では、四半期ごとに1回支払いたいと考えている。ただ、取りまとめて支出の手続きをするため、例えば4・5・6月分については9月頃になる、3カ月程度ずれる想定である。

○遠藤会長

個人カードと法人カードがあるが、個人カードが優先となるのか。

○鹿島区地域振興課長

どちらでも可だが、一人の方については2枚ではなく1枚にしよう。

○小倉委員

E T Cカードを利用しない人は分からないかもしれないが、土日祝日に利用すると3割引の制度があるが、予算を有効に利用する意味でE T Cカードの利用を推しているのかと感じた。

○鹿島区地域振興課

土日割引が利くこともあるが、管理上、不正行為をなくす意味であり、通常の現金払いでもらった領収書で請求された場合、本人が利用したのか誰からもらった領収書で請求するのかわからなくなってしまう可能性もあったことからの対応である。償還払いであれば市も管理しやすいのもありカードでという考えでいる。

○遠藤会長

大体意見が出尽くしたようで、意見があれば考えを送るという形で対応。

< 次の事項に移るにあたり、委員より異議なしの声あり >

次に(2)のその他次回開催日程について、担当に説明を求める。

○地域振興課振興係長

先日、今日の会に併せて通知したが、今回は、来週水曜日5月16日午後1時30分を予定。場所は鹿島区役所大会議室である。

○遠藤会長

担当より説明があった日程について、異議がないか確認。

○委員から

「異議なし」の声

○遠藤会長

それでは、他に、事務局、委員の皆様から何かございますか。あれば挙手の上でご発言下さい。

では、何もありませんので、これをもちまして本日の議題は全て終了いたしました。長時間にわたりご苦労様でした。

○地域振興課長

それでは、明日、こちらから市のほうから郵送で意見を書いてもらう用紙等を配付致しますので、大変申し訳ございません。明日郵送ですので9日にみなさんのお手元につくと思います。なので、大変申し訳ありません、10日まで回答をもらうということでもちょっと時間ないんですけども今のうちからちょっと考えておいて頂ければ10日まで頂ければというふうに思います。鹿島区の地域振興課の方に頂ければと思います。よろしくお願い致します。

変更します。明日、みなさんのご自宅までお持ちします。

明日実は区長さんの方にもこういう会で市長来てお話をして頂くことになっております。そこも含めて意見を聴取して今週中に内部の会議に提案をしていきたいということがありますので急いでということをご理解いただければというふうに思います。長時間本当にありがとうございます。また、今月もう1回会議があると思いますけれども、皆さんのご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は誠にありがとうございます。

以上のとおり相違ありません。

会 長

遠藤 賢明

会議録署名人

西内 千恵子

会議録署名人

松野 豊喜